

別記様式（第8条関係）

志布志市行政情報公表・提供一覧表

令和7年10月1日現在

公表	提供	公表・提供 開始日	情報名	情報の概要	公表・提供方法			主務課・係名	電話
					閲覧場所		ホーム ページ		
					主務課	総務課			
○		R7. 7. 22	令和 7 年度一般会計補正予算（第 4 号）の要領		○		○	財務課 財務グループ	472-1111 内線430・431
○		R7. 9. 1	令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）の要領		○		○	財務課 財務グループ	472-1111 内線430・431
○		R7. 9. 1	令和 7 年度国民健康保険特別会計補正 予算（第 1 号）の要領		○		○	財務課 財務グループ	472-1111 内線430・431
○		R7. 9. 1	令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 1 号）の要領		○		○	財務課 財務グループ	472-1111 内線430・431
○		R7. 9. 1	令和 7 年度介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）の要領		○		○	財務課 財務グループ	472-1111 内線430・431
○		R7. 9. 10	令和 7 年度一般会計補正予算（第 6 号）の要領		○		○	財務課 財務グループ	472-1111 内線430・431
○		R7. 7. 30	ひとがともに輝くまちづくり審議会会 議録 令和 7 年度第 1 回		○		○	コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進 グループ	099-472-1111 内線342
○		R7. 10. 6	令和 7 年度第 1 回志布志市国民健康保 険事業の運営に関する協議会	議事録	○			健康長寿課 健康増進グループ	099-472-1111 内線124

公表	提供	公表・提供 開始日	情報名	情報の概要	公表・提供方法			主務課・係名	電話
					閲覧場所		ホーム ページ		
					主務課	総務課			
○		R7. 9. 30	志布志市都市計画審議会	立地適正化計画策定に係る 審議会（基本方針の設定）	○			建設課 都市計画グループ	472-1111 内線466
○		R7. 8. 22	委員会記録簿	議会運営委員会の概要記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 1	委員会記録簿	全員協議会の概要記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 5	委員会記録簿	総務常任委員会の概要記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 9	委員会記録簿	予算常任委員会の概要記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 19	委員会記録簿	議会運営委員会の概要記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 19	委員会記録簿	全員協議会の概要記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 19	委員会記録簿	決算審査特別委員会の概要 記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 24	委員会記録簿	決算審査特別委員会の概要 記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
○		R7. 9. 25	委員会記録簿	決算審査特別委員会の概要 記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503

公表	提供	公表・提供 開始日	情報名	情報の概要	公表・提供方法			主務課・係名	電話
					閲覧場所		ホーム ページ		
					主務課	総務課			
○		R7. 9. 26	委員会記録簿	決算審査特別委員会の概要 記録	○			議会事務局 議会グループ	472-1111 内線502・503
	○	R7. 8. 8	教育委員会会議録 令和7年第5回定例会（5月）	定例教育委員会の会議の概 要	○		○	教育総務課 総務施設グループ	099-472-1111 内線311
	○	R7. 8. 8	教育委員会会議録 令和7年第6回定例会（6月）	定例教育委員会の会議の概 要	○		○	教育総務課 総務施設グループ	099-472-1111 内線311
○		R7. 8. 7	令和7年度第2回志布志市地方文化財保 護審議会		○			生涯学習課 文化財管理グループ	099-472-1111 内線342

※「情報の公表」とは、市保有の行政情報を「志布志市情報公開の総合的推進に関する規程」で義務付けることにより、市民の利用に役立てることをいいます。

※「情報の提供」とは、市保有の行政情報を「志布志市情報公開の総合的推進に関する規程」に基づき、任意に市民の利用に役立てることをいいます。